

子ども・子育て支援新制度の施行にあたり市が定める基準について

1. 市が定める基準

子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、酒田市では次の①から④までの基準に関する条例の制定準備を進めています。

基準の種類	基準の概要	国が示した基準
①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行うにあたり、認可を受けている施設・事業者が給付対象となるかどうかを確認するための基準を定める。	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年4月30日付内閣府令第39号)
②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業について市が事業の認可をするために必要となる設備及び運営の基準を定める。	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日付厚生労働省令第61号)
③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供する事業(学童保育)について、事業の実施に必要な設備及び運営の基準を定める。	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日付厚生労働省令第63号)
④子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準	小学校就学前の子どもが教育・保育施設や地域型保育事業を利用するにあたり、市が保護者の就労状況等により保育の必要性を客観的に認定するための基準を定める。	「子ども・子育て支援法施行規則」(平成26年6月9日付内閣府令第44号) ※ ただし、保育の必要性の事由のみ提示

2. 市の基準を検討するにあたっての国基準の考え方

(1) 従うべき基準、参酌すべき基準

国基準を踏まえて市の基準案を検討します。国基準はそれぞれの項目について、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の2つの区分を設定し、内容を定めています。

区分	効果	説明
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	条例の内容は「従うべき基準」に従わなければならないませんが、基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることはできます。 (例：国基準で最低基準を決めている場合、地域の実情として合理的が理由あれば上乘せで基準を決めるなど)。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	条例の内容は「参酌すべき基準」を十分参照しなければならないませんが、地域の特異性など理由を説明できる事情があれば、異なる内容を定めることができます。

(2) 市の独自基準

①～③に共通する項目として、酒田市暴力団排除条例の趣旨に基づき、施設の管理及び事業の運営に関して暴力団又は暴力団員等の関与を排除する項目を追加することとしています。

個別の基準に関する独自基準について、以下をご覧ください。

資料1 目次

資料1-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する市の基準案・・・ 3

資料1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市の基準案・・・・・・・・・・・・ 17

資料1-3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市の基準案・・・・・・・・ 31

資料1-4 子どものための教育・保育給付の支給認定こども園に関する市の基準・・・ 37

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する市の基準案

1 子ども・子育て支援新制度における確認制度について

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法・児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの「施設型給付」「地域型保育給付」の対象となることを希望する申請に基づき、市は利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」することとなります。

○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度で公費給付を受けられる施設や事業で、下表のような種類があります。

○利用定員

利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画（保育の需要と供給）に照らし、保育の必要性の認定区分（1号認定／2号認定／3号認定）ごとに次のとおり設定されます。

		満3歳以上児		満3歳未満児
		1号認定 (保育必要無し)	2号認定 (保育必要有り)	3号認定 (保育必要有り)
特定教育・保育 施設	認定こども園	○	○	○
	幼稚園(※1)	○	(※3)	
	保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
施設型保育給付				
特定地域型 保育事業	家庭的保育事業	(※3)	(※3)	○
	小規模保育事業	(※3)	(※3)	○
	事業所内保育事業	(※3)	(※3)	○
	居宅訪問型保育事業	(※3)	(※3)	○

※1) 新制度の施行の際に既に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は施設型給付を受ける確認があったものとみなされます（「みなし確認」。ただし幼稚園については、新制度に移行せず、現行の私学助成の対象となる場合は、上記の対象に含まれません。）

※2) いずれかのみを設定も可能。

※3) 特例的に教育・保育を提供する特例給付の利用形態あり。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

国は特定教育・保育施設と特定地域型保育事業のそれぞれについて、基準を定めている。
主な基準内容については以下のとおりである。

○主な基準内容について

項 目	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
利用定員	○	○
内容及び手続きの説明及び同意	○	○
正当な理由のない提供拒否の禁止等	○	○
あっせん、調整及び要請に対する協力	○	○
受給資格等の確認	○	▲
支給認定の申請に係る援助	○	▲
心身の状況等の把握	○	○
連携体制	○	○
教育・保育の提供の記録	○	▲
利用者負担額等の受領	○	○
施設型給付費等の額に係る通知等	○	▲
特定教育・保育（特定地域型保育）の取扱方針	○	○
特定教育・保育（特定地域型保育）に関する評価	○	○
相談及び援助	○	▲
緊急時の援助	○	▲
支給認定保護者に関する市町村への通知	○	▲
運営規程	○	○
勤務体制の確保等	○	○
定員の遵守	○	○
掲示	○	▲
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	○	▲
虐待等の禁止	○	▲
懲戒に係る権限の乱用禁止	○	▲
秘密保持等	○	▲
情報の提供等	○	▲
利益供与の禁止	○	▲
苦情解決	○	▲
地域との連携等	○	▲
事故発生の防止及び発生時の対応	○	▲
会計の区分	○	▲
記録の整備	○	○

(1) 表中で○の記入箇所は、内閣府令において定められている基準項目

(2) 表中で▲の記入箇所は、内閣府令において、特定地域型保育事業について、教育・保育施設の基準を準用するように定められている項目

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
利用定員に関する基準						
利用定員	<p>○保育所及び認定こども園の利用定員は20人以上とする。</p> <p>※幼稚園の利用定員の規定はない。</p> <p>○以下の区分ごとに利用定員を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定（満3歳以上、保育必要無し） …認定こども園、幼稚園 ・2号認定（満3歳以上、保育必要有り） …認定こども園、保育所 ・3号認定（満3歳未満、保育必要有り） …認定こども園、保育所 	従う	<p>○家庭的保育事業の利用定員は1人以上5人以下とする。</p> <p>○小規模保育事業A型及びB型の利用定員は6人以上19人以下とする。</p> <p>○小規模保育事業C型の利用定員は6人以上10人以下とする。</p> <p>※経過措置として5年間は6人以上15人以下とする。（附則）</p> <p>○居宅訪問型事業の利用定員は1人とする。</p> <p>※事業所内保育事業の利用定員の規定はない。</p>	従う	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
運営に関する基準						
内容及び手続の説明及び同意（説明及び同意義務）	<p>○利用の申込みがあつた際に、利用申込者に対して以下の事項を説明して同意を得る</p> <p>【事前説明を要する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他（教育、保育の選択に資すると認められる重要事項） 	従う	<p>○利用の申込みがあつた際に、利用申込者に対して以下の事項を説明して同意を得る</p> <p>【事前説明を要する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営規程の概要 ②連携施設の種類、名称、連携協力の概要 ③職員の勤務体制 ④利用者負担 ⑤その他（教育、保育の選択に資すると認められる重要事項） 	従う	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
内容及び手続の説明及び同意（説明及び同意の方法）	<p>○情報の提供方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文書 ②インターネット ③電子記録媒体 	参酌	<p>○情報の提供方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文書 ②インターネット ③電子記録媒体 	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
利用申込みに 対する正当な 理由のない提 供拒否の禁止 等（提供拒否 の禁止・選考 方法・優先利 用）	○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 ○正当な理由（利用定員を上回る申込みがあった場合） ※当分の間、民間立保育所には適用しない。（附則） 【幼稚園・認定こども園】 ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 【保育園・認定こども園】 市町村の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる子どもを優先に選考する。 ※選考方法は明示する。	従う	○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 ○正当な理由（利用定員を上回る申込みがあった場合） 市町村の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる子どもを優先に選考する。 ※選考方法は明示する。	従う	A、Bともに 国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
利用申込みに 対する正当な 理由のない提 供拒否の禁止 等（教育・保 育提供困難時 の措置）	○適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する措置をとる。 ※当分の間、民間立保育所は適用しない。（附則）	参酌	○連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する措置をとる。	参酌	A、Bともに 国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
あっせん、調 整及び要請に 対する協力	○市町村が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力しなければならない。（市町村によるあっせん及び要請） ○市町村が行う調整及び要請に対してできる限り協力しなければならない。（認定こども園、保育所に限る。） （市町村による入所の選考） ※当分の間、民間立保育所は適用しない。（附則）	従う	○市町村が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力しなければならない。（市町村によるあっせん及び要請） ○市町村が行う調整及び要請に対してできる限り協力しなければならない。（市町村による入所の選考）	従う	A、Bともに 国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
受給資格等の 確認	○支給認定証の確認 【確認事項】 ①支給認定の有無 ②子どもの認定区分 ③支給認定の有効期間 ④保育の必要量 など。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに 国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
支給認定の申請に係る援助	○支給認定を受けていない保護者からの申込みがあった場合、当該申請に係る必要な援助を行う。 ○支給認定の変更申請が必要な際は、有効期間の満了日の30日前までに申請が行われるよう必要な援助を行う。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
心身の状況等の把握	○子どもの心身の状況、その置かれている環境、利用状況等の把握に努める。	参酌	○子どもの心身の状況、その置かれている環境、利用状況等の把握に努める。	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
小学校等との連携	○教育・保育提供の修了の際は、小学校、他の特定教育・保育施設において円滑に教育・保育が継続されるために、それらと密接な連携に努める。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
特定教育・保育施設等との連携（連携施設の確保（居宅訪問型事業以外）・連携施設の確保（居宅訪問型）・事業所内保育事業の特例）	B 特定地域型保育のみ該当する項目		○次の事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設を確保する。 ※居宅訪問型保育事業については原則該当しない。 ①集団保育を経験させるための機会の設定、適切な保育の提供に必要な相談、助言、その他保育の内容に関する支援 ②代替保育の提供（職員の病気、休暇等により保育が提供できない場合） ③保育の提供の修了の際の受け皿○居宅訪問型保育事業で、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が困難な乳幼児を保育する場合は連携する障害児入所支援施設、その他市町村が指定する施設を確保する。 ○事業所内保育事業について利用定員20人以上の場合は、上記連携協力の①②の必要はない。	従う	Bのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
特定教育・保育施設等との連携（保育提供終了後の円滑な接続）	B 特定地域型保育のみ該当する項目	/	○保育の提供の終了に際して、継続的に教育・保育に資するよう連携施設又は他の特定教育・保育施設に情報を提供し、連携に努める。	参酌	Bのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
教育・保育の提供の記録	○教育・保育の提供日、内容、その他必要な事項を記録する。		参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A, Bともに国基準のとおり
利用者負担額等の受領	○法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収等を行うことができる。 【実費徴収】 ①日用品、文房具等 ②行事への参加費 ③食事の提供に要する費用 など。 ○実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示し、文書による同意を得る。	従う	○法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収等を行うことができる。 【実費徴収】 ①日用品、文房具等 ②行事への参加費 など。 ○実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示し、文書による同意を得る。	従う	A, Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
施設型給付費等の額に係る通知等	○法定代理受領により、施設型給付の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知する。 ○法定代理受領を行わない費用の額の支払いを受けた場合は、教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に交付する。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A, Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
取扱方針	○幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容も踏まえる）、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	従う	○保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	従う	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
評価等	○提供する教育・保育の質の評価を行う。 ・自己評価…義務 ・関係者評価…努力義務 ・第三者評価…努力義務	参酌	○提供する教育・保育の質の評価を行う。 ・自己評価…義務 ・第三者評価…努力義務	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
相談及び援助	○子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努める。 ○子ども・保護者の相談に応じ、必要な助言・その他援助を行う。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
緊急時等の対応	○子どもに体調の急変が生じた場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
支給認定保護者に関する市町村への通知	○子どもの保護者が虚偽・不正行為によって施設型給付費を受け、又は受けようとした場合、市町村に対して意見を付して通知する。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
運営規程	<p>○運営規程において、以下の事項について定める。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間、提供を行わない日 ⑤利用者負担に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） ⑥利用定員 ⑦施設の利用開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設の運営に関する重要事項</p>	参酌	<p>○運営規程において、以下の事項について定める。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②提供する地域型保育事業の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④地域型特定保育を提供する日及び時間、提供を行わない日 ⑤利用者負担に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） ⑥利用定員 ⑦事業の利用開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項</p>	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
勤務体制の確保等	<p>○職員の勤務体制を定める。</p> <p>○職員の資質向上のために研修の機会を確保する。</p>	参酌	<p>○職員の勤務体制を定める。</p> <p>○職員の資質向上のために研修の機会を確保する。</p>	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
定員の遵守	<p>○利用定員を超えて教育・保育を提供してはならない。</p> <p>【例外】 ①年度途中における教育・保育需要増大への対応 ②施設の撤退、定員利用の減少する場合、他施設へ便宜措置 ③災害、虐待、その他やむを得ない事情</p>	参酌	<p>○利用定員を超えて特定地域型保育事業を提供してはならない。</p> <p>【例外】 ①年度途中における教育・保育需要増大への対応 ②施設の撤退、定員利用の減少する場合、他施設へ便宜措置 ③災害、虐待、その他やむを得ない事情</p>	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
掲示	○施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
支給認定こともを平等に取り扱う原則	○国籍、信条、社会的身分、教育・保育の提供に要する費用の負担の有無による差別的取扱いの禁止	従う	A 特定教育・保育施設の基準を準用	従う	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
虐待等の禁止	○虐待、心身に有害な影響を与える行為の禁止	従う	A 特定教育・保育施設の基準を準用	従う	A、Bともに国基準のとおり	
懲戒に係る権限の濫用禁止	○子どもの福祉のために必要な措置をとる際に身体的苦痛を与えたり、人格を辱める等の行為の禁止（施設の管理者に対する規定） ※幼保連携型認定子ども園及び保育所に限る。	従う	A 特定教育・保育施設の基準を準用	従う	A、Bともに国基準のとおり	
秘密保持等	○正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○小学校、他の教育・保育施設に情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得る。	従う	A 特定教育・保育施設の基準を準用	従う	A、Bともに国基準のとおり	
情報の提供等	○教育・保育の内容に関する情報の提供に努める。 ○その施設について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
利益供与の禁止	○子ども・家族を紹介する対償としての金品その他財産上の利益の供与・收受の禁止	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 ○苦情内容等の記録 ○苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監査等に対し、必要な協力、改善等を行う。 ○市町村からの要請にたいして、改善内容を報告する。 	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民との連携、交流に努める。 	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 ○事故発生時の市町村、子どもの家族への連絡 ○事故の状況及び処置についての記録 	従う	A 特定教育・保育施設の基準を準用	従う	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
会計の区分	○特定教育・保育事業の会計をその他事業の会計と区分する。(区分経理)	参酌	A 特定教育・保育施設の基準を準用 (ただし、特定教育・保育を特定地域型保育に読み替える)	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
記録の整備	○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。 ○整備した記録は5年間保存する。 【記録事項】 ①特定教育・保育の取扱い方針 (幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領) ②教育・保育の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知 (不正受給の通知) ④苦情の内容 ⑤事故発生時の状況、対応処置の記録	参酌	○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。 ○整備した記録は5年間保存する。 【記録事項】 ①特定教育・保育の取扱い方針 (幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領) ②教育・保育の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知 (不正受給の通知) ④苦情の内容 ⑤事故発生時の状況、対応処置の記録	参酌	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
特例施設型給付(特例地域型保育給付費)に関する基準						
特別利用保育の基準	【保育所】 ○1号認定の子ども(満3歳以上・保育の必要無し)に特別利用保育を提供する際は、通常の保育と同様に設置・運営基準を遵守する。 ○1号認定及び2号認定(満3歳以上・保育の必要有り)の子どもの利用総数が2号認定の利用定員を超えてはならない。	従う	A 特定教育・保育のみ該当する項目		Aのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
特別利用保育の基準	【幼稚園】 ○2号認定の子どもに特別利用教育を提供する際は、通常の幼稚園と同様に設置・運営基準を遵守する。 ○2号認定及び1号認定の子どもの利用総数が1号認定の利用定員を超えてはならない。	従う	A 特定教育・保育のみ該当する項目		Aのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
特別利用地域型保育の基準	B 特定地域型保育のみ該当する項目		<ul style="list-style-type: none"> ○ 1号認定の子ども（満3歳以上・保育の必要無し）に特別利用地域型保育を提供する際は、通常の保育と同様に市町村が定める設置及び運営基準を遵守する。 ○ 1号認定及び3号認定（満3歳未満・保育の必要有り）の子ども利用総数が利用定員を超えてはならない。 	従う	Bのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
特定利用地域型保育の基準	B 特定地域型保育のみ該当する項目		<ul style="list-style-type: none"> ○ 2号認定の子ども（満3歳以上・保育の必要有り）に特定利用地域型保育を提供する際は、通常の保育と同様に市町村が定める設置及び運営基準を遵守する。 ○ 2号認定及び3号認定（特別利用地域型保育の対象になる1号認定の子どもも対象になる。）の子ども利用総数が利用定員を超えてはならない。 （特別利用地域型保育の対象になる1号認定の子どもも対象になる。） 	従う	Bのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
暴力団の排除に係る	国の規定なし	—	国の規定なし	—	A、B共通 酒田市暴力団排除条例で定める暴力団または暴力団員等が、施設の管理者や事業の運営に関して関与していないこと	市民生活や利用者の安全を守るため、施設の管理や事業の運営から社会的に避難される者の関与を排除する
附則						
特定保育所に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所）は前出の「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」「あっせん、調整及び要請に対する協力」の規定は適用しない。 ○ 市町村からの保育の委託を受けた場合は正当な理由なく拒否できない。 	従う	A 特定教育・保育のみ該当する項目		Aのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
施設型給付費等に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1号認定の子どもに特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合の施設型給付における額の経過措置。 ※当分の間 	従う	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1号認定の子どもに特別利用地域型保育を提供する場合の地域型保育給付における額の経過措置。 ※当分の間 	従う	A、Bともに国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため

項目	国基準				市の基準案	市の考え方
	A 特定教育・保育施設	区分	B 特定地域型保育事業	区分		
利用定員に関する経過措置	B 特定地域型保育のみ該当する項目		○小規模保育事業C型の利用定員は、省令施行日から起算し5年間は、6人以上15人以下とする。	従う	Bのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
連携施設に関する経過措置	B 特定地域型保育のみ該当する項目		○特定教育・保育施設等との連携において、連携施設の確保が困難な場合は省令施行日から起算し5年間は、連携施設を確保しないことができる。	従う	Bのみ国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため

(白紙)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市の基準案

新制度において、地域型保育事業（家庭的保育事業等）は市が認可を行うことになるため、その設備及び運営の基準については、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、市が基準を定めることとなります。

家庭的保育事業等とは、以下のとおり。

1 家庭的保育事業

保育者の居宅などにおいて、5人以下の0～2歳児に保育を提供する事業。

2 小規模保育事業

利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を中心に保育を提供する事業（保育士の割合でA型かB型、家庭的保育者のグループがC型に区分される。）

3 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業。

4 事業所内保育事業

事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を提供する事業。

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等	給食 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

1 家庭的保育事業の設備及び運営に関する市の基準案①

項目	国基準		区分	市の基準案	市の考え方
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
職員数	0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を置く場合5：2)		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室 1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡以上が必要)	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	その他	便所			
	屋外遊技場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人3.3㎡(2歳児)			
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
	設備	調理設備			
	職員	調理員 (保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可) ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる			

1 家庭的保育事業の設備及び運営に関する市の基準案②

項目	国基準	区分	市の基準案	市の考え方
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
耐火基準	火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期的実施	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
連携施設	連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり）	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
暴力団の排除	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 国の規定なし </div>	—	酒田市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等が、事業の運営に関与していないこと	市民生活と利用者の安全を守るため、事業の運営から社会的に非難される者の関与を排除する

2-1 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する市の基準案①

項目	国基準		区分	市の基準案	市の考え方
保育従事者	保育士 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
職員数	○以下の配置に加え1人配置すること 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
設備・面積	保育室等	0歳児・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	その他	便所			
	屋外遊技場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊技場に代わるべき場所を含む			
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
	設備	調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる			
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

2-2 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する市の基準案①

項目		国基準	区分	市の基準案	市の考え方
保育従事者	1 / 2 以上保育士 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。 ※保育士以外には必要な研修を実施		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
職員数	○以下の配置に加え1人配置すること 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
設備・面積	保育室等	0歳児・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	その他	便所			
	屋外遊技場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊技場に代わるべき場所を含む			
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
	設備	調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる			
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

2-3 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する市の基準案①

項目	国基準		区分	市の基準案	市の考え方
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
職員数	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合5：2）		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
設備・面積	保育室等	0歳児・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児 保育室1人3.3㎡	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	その他	便所			
	屋外遊技場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊技場に代わるべき場所を含む			
給食	給食	自園調理 （調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
	設備	調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる			
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

3 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する市の基準案①

項目	国基準	区分	市の基準案	市の考え方
保育従事者	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
職員数	0～2歳児 1：1	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
連携施設	連携施設の設定は一律には求めない (障害や疾病のある子どもを保育する場合は、支援を受けられるよう設定)	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
暴力団の排除	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 国の規定なし </div>	—	酒田市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等が、事業の運営に関与していないこと	市民生活と利用者の安全を守るため、事業の運営から社会的に非難される者の関与を排除する

4 事業所内保育事業の設備及び運営に関する市の基準案①

項目	国基準	区分	市の基準案	市の考え方
保育従事者	<p>【定員20名以上】保育士</p> <p>【定員19名以下】保育士※1/2以上</p> <p>※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。</p> <p>※保育士以外には必要な研修を実施</p>	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
職員数	<p>【定員20名以上】</p> <p>0歳児 3:1</p> <p>1・2歳児 6:1</p> <p>3歳児 20:1</p> <p>4・5歳児 30:1</p> <p>【定員19名以下】</p> <p>・以下の配置に加え1名を配置すること</p> <p>0歳児 3:1</p> <p>1・2歳児 6:1</p>	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
設備・面積	<p>保育室等</p> <p>【定員20名以上】</p> <p>0・1歳児 乳児室1人1.65㎡又はほふく室1人3.3㎡</p> <p>2歳以上児 保育室1人1.98㎡</p> <p>【定員19名以下】</p> <p>0・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡</p> <p>2歳以上児 保育室1人1.98㎡</p>	参酌	<p>【定員20名以上】</p> <p>0・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡</p> <p>他は国基準のとおり</p>	山形県では以前から0・1歳児の保育室等について3.3㎡を指導しており、市内の施設においても同基準が定着しているため
	<p>その他</p> <p>便所</p> <p>屋外遊技場</p> <p>満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上</p> <p>※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊技場に代わるべき場所を含む</p>	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

4 事業所内保育事業の設備及び運営に関する市の基準案②

項目	国基準		区分	市の基準案	市の考え方
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
	設備	【定員20名以上】 調理室 【定員19名以下】 調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる			
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 消火器及び非常警報器具 ※保育所に準じた上乗せ規制		参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
連携施設	【定員19名以下】 保育内容の支援に係る連携施設の設定が必要 (従業員の子ども) 必ずしも求めない (地域枠の子ども) 卒園後の受け皿に係る連携施設の設定が必要 (経過措置あり)		従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため

4 事業所内保育事業の設備及び運営に関する市の基準案③

項目	国基準	区分	市の基準案	市の考え方
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
地域枠の子どもの受け入れ	以下の表1の「地域枠の定員」以上とすること	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
暴力団の排除	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 国の規定なし </div>	—	酒田市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等が、施設の管理及び事業の運営に関与していないこと	市民生活と利用者の安全を守るため、施設の管理及び事業の運営から社会的に非難される者の関与を排除する

〈表1〉利用定員と地域枠の子どもの受け入れ人数

定員区分	地域枠の定員
1～5名	1名
6・7名	2名
8～10名	3名
11～15名	4名
16～20名	5名
21～25名	6名
26～30名	7名
31～40名	10名
41～50名	12名
51～60名	15名
61～70名	20名
71名～	20名

(白紙)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市の基準案

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。

新制度では、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更になりました。事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、市が条例で定める必要があります。

項目	国基準	区分	市の基準案	市の考え方
従事する者 (職員の資格)	○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもので、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)保育士 (2)社会福祉士 (3)高等学校等卒で2年以上児童福祉事業に従事した者、 (4)教員免許を有する者 (5)大学(大学院)で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学校・課程を修めて卒業した者 (6)高等学校卒業で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めた者	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
員数	○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、うち1人は補助員に代えることができる。 ○放課後児童支援員と補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たるものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	従う	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準を上乗せして定める特別な事情はないため
児童の集団の規模	○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であり、一体的に行われているものをいい、1つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参酌	「児童の集団の規模が概ね40人を超える放課後児童健全育成事業所については、複数に分割して運営することや、分割して運営する方法に依り難い場合には、複数の支援の単位に分けて対応するよう努める。」という内容を追記する。	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。ただし、現におおむね40人を超えている事業所については、経過措置を設ける。

項目	国基準	区分	市の基準案	市の考え方	
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けるほか、必要な設備・備品を備えなければならない。 ○専用区画の面積は児童1人につき概ね1.65㎡以上でなければならない。 ○専用区画及び設備・備品等は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ○専用区画等は、衛生・安全が確保されたものでなければならない。 	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため	
開所日数及び時間	<ul style="list-style-type: none"> ○1年につき250日以上を原則とする。 ○平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。ただし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業者が定めるものとする。 	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため	
その他の基準	放課後児童健全育成事業者の原則	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に配慮し運営する。 ○放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流・連携を図り保護者・地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努める。 ○放課後児童健全育成事業者は、運営内容を自ら評価し、その結果を公表するよう努める。 ○放課後児童健全育成事業所の構造設備は、採光・換気等利用者の保健衛生、及び危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。 	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口等の設備を設けるとともに、非常災害時の計画を立て、訓練をするよう努めなければならない。 	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理性を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準	区分	市の基準案	市の考え方	
その他の基準	職員の知識・技能の向上	○放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識・技能の修得、維持、向上に努めなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	児童を平等に取り扱う原則	○放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的扱いをしてはならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	虐待等の禁止	○放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	衛生管理等	○放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等、飲料水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	運営規程	○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の事業の運営について重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 (1)事業目的・運営指針 (2)職員の職種、員数、職務の内容 (3)開所している日、時間 (4)支援の内容、利用者の保護者が支払うべき額 (5)利用定員 (6)事業の利用に当たっての留意事項 (7)緊急時等の対処方法 (8)非常災害対策 (9)虐待防止のための措置に関する事項 (10)その他事業の運営に関する重要事項	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準		区分	市の基準案	市の考え方
その他の基準	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	○放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	秘密保持等	○放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	苦情への対応	○放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に対し、市町村から指導又は監督を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	保護者との連絡	○放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康・行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
	関係機関との連携	○放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当らなければならない。	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため

項目	国基準		区分	市の基準案	市の考え方
その他の基準	事故発生時の対応	<p>○放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため
暴力団の排除	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国の規定なし</div>		—	酒田市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等が、施設の管理及び事業の運営に与していないこと	市民生活と利用者の安全を守るため、施設の管理及び事業の運営から社会的に非難される者の関与を排除する

(白紙)

子どものための教育・保育給付の支給認定に関する市の基準案

新制度では、就学前の子ども一人一人につき「保育の必要性があるか、保育は1日につき何時間の利用か」等の認定を市が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、原則、保育の必要性がない場合は直接施設へ、保育の必要がある場合は市へ利用を申込みこととなります。

【認定の区分】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間：4時間利用）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育短時間：8時間利用）	認定こども園・保育園
2号認定（保育標準時間：11時間利用）			
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育短時間：8時間利用）	認定こども園・保育所 ・地域型保育事業
		3号認定（保育標準時間：11時間利用）	

※ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園等を利用することはできる。

新制度における「保育の必要性の認定」については、現行の市条例における「保育に欠ける要件」とは異なり、3歳を区切りとする年齢と親の就労時間に応じて、保育の必要量を認定し、利用可能な施設・事業を決定するための手続きになります。新制度における基準については、国が定める基準に基づき、市が条例で定めることとなります。

項目	国基準	市の基準案	市の考え方
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）。 居宅内での労働（自営業、在宅勤務等）を含む。）</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間もないこと</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>④ 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>⑥ 求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）</p> <p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	国基準のとおり	<p>従来の基準のほか、新規の基準が盛り込まれているため、国基準を市基準とする。</p> <p>⑩については、市長が認める場合と読み替える。</p>

項目	国基準	市の基準案	市の考え方
優先理由等	<p>調整指数等により、優先利用を可能とする。 優先理由の例示は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等） ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的に養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他市町村が定める事由 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮 ・幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども ・放課後児童クラブの指導員の子ども 	国基準案のとおり	従来の調整案件のほか、新規の優先案件が盛り込まれているため、国基準を市基準とする
保育の必要量	<p>○保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度、一か月あたり120時間） ○保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする）</p>	<p>○保育標準時間：国基準案のとおり ○保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限を1か月あたり48時間以上、かつ勤務日数の下限を週あたり4日以上とする）</p>	ニーズ調査の分析結果より、48時間を下限とする（下記参照）。また、勤務日数で制限を設け、一時預かりとの差別化をする

※就労時間の下限について

現行：1か月あたり64時間以上（1日4時間、1月あたり16日）

平成25年度ニーズ調査の結果より

1か月あたり48時間以上を下限とした場合の検討

- ①未就学児の回答件数、約2,500件のうち、母親の就労時間が月48時間以上64時間未満の世帯 ⇒ 50件
- ②うち週3日以内の就労日数：23件（⇒一時預かりでの対応候補）、週4日以降の就労日数：27件（⇒保育短時間での対応候補）
- ③ ①の50件中、8割が現在も教育・保育施設を利用している。うち3割が幼稚園、5割が保育園を利用している。
- ④ ①の50件が利用したいと思う施設は、幼稚園を希望するものが5割、保育園を希望するものが5割だった。

⇒ 48時間を選択しても、利用状況には影響は少ないと考えられるため、市の子育て支援を拡充と将来の利用者数の減少を考慮し48時間を下限としたい。